

ポリカーボネート板使用範囲

2021年2月16日

日昌ガラス（株）

(凡例) ◎：使用可 ○：使用可（用途限定） ×：使用不可

用途限定とは、建築物の用途が「不燃性の物品を保管する倉庫等」に該当する用途を意味する。

(注意) 法22条区域の飛び火認定である【UR認定】・【UW認定（用途限定）】は、それぞれ、防火・準防火地域の飛び火認定である【DR認定】・【DW認定（用途限定）】に包含される。

DW認定品（用途限定）については、建築物の用途が、「不燃性の物品を保管する倉庫」に限る。

「不燃性の物品を保管する倉庫等」※屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られたものに限る。

- 一 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設  
(テニス練習場、ゲートボール場、スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく見通しのよい用途)
- 二 不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途  
(通路、アーケード、休憩所、十分に外気に開放された停留所、自動車車庫(30㎡以下)、自転車置き場、機械工場)
- 三 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

防火地域等/耐火建築物等			不燃仕様 (DR認定品)	平板・波板・ 折板 (DW認定品)	平板・波板 (JIS K6719・ JIS K6735)	認定外 JIS 外	根拠法令(単体規定関係)	
防火 ・ 準 防 火 地 域	耐火建築物		×	×	×	×	法2条七号、法2条九の二号、令107条、令108条の3、平成12年国交告1399号	
	イ準耐	1号 (木造3階建共同住宅)	×	×	×	×	法2条七号の二号、法2条九の三号イ、令107条の2、令115条の2の2、平成12年国交告1358号	
		2号(上記、1号以外)						
	ロ準耐	1号	延焼あり	×	×	×	×	法22条1項、法61条、法62条、法63条、令136条の2の2、平成12年国交告1365号、法2条七の二号、法2条九の三号ロ、令109条の3第1項一号、平成12年国交告1367号、日本建築行政会議(運用)
			延焼なし	◎	○ (※1)			
		2号	延焼あり	◎	×	×	×	法22条1項、法61条、法62条、法63条、令136条の2、令136条の2の2、平成12年国交告1365号、法2条七の二号、法2条九の三号ロ、令109条の3第1項二号、平成12年国交告1368号
			延焼なし	◎	○ (※1)			
	耐火・準耐火建築物以外の建築物		◎	○ (※1)	×	×	法22条1項、法61条、法62条、法63条、令136条の2、令136条の2の2、平成12年国交告1365号	
	大規模な木造建築物等(延べ面積1000㎡超)		◎	×	×	×	法22条1項、法23条、法25条、令136条の2の2	
	自動車車庫		◎	○ (30㎡以下)	×	×	法22条1項、日本建築行政会議(運用)	
法 2 2 条 区 域	耐火建築物		×	×	×	×	法2条七号、法2条九の二号、令107条、令108条の3、平成12年国交告1399号	
	イ準耐	1号 (木造3階建共同住宅)	×	×	×	×	法2条七号の二号、法2条九の三号イ、令107条の2、令115条の2の2、平成12年国交告1358号	
		2号(上記、1号以外)						
	ロ準耐	1号	延焼あり	×	×	×	×	法22条1項、109条の5、平成12年国交告1361号、法2条七の二号、法2条九の三号ロ、令109条の3第1項一号、平成12年国交告1367号、日本建築行政会議(運用)
			延焼なし	◎	○ (※1)			
		2号	延焼あり	◎	×	×	×	法22条1項、109条の5、平成12年国交告1361号、法2条七の二号、法2条九の三号ロ、令109条の3第1項一号、平成12年国交告1368号、日本建築行政会議(運用)
			延焼なし	◎	○ (※1)			
	耐火・準耐火建築物以外の建築物		◎	○	×	×	法22条1項、令109条の5、平成12年国交告1361号	
	大規模な木造建築物等(延べ面積1000㎡超)		◎	×	×	×	法22条1項、令109条の5、平成12年国交告1361号、法23条、法25条	
	自動車車庫		◎	○ (30㎡以下)	×	×	法22条1項、令109条の5、平成12年国交告1361号、日本建築行政会議(運用)	
茶室・あずまや等、延べ面積が10㎡以内の物置・納屋等の建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分		◎	◎	◎	◎	法22条1項ただし書き		

防火地域等/耐火建築物等				不燃仕様 (DR 認定品)	平板・波板・ 折板 (DW 認定品)	平板・波板 (JIS K6719・ JIS K6735)	認定外 JIS 外	根拠法令 (単体規定関係)
無 指 定	耐火建築物			×	×	×	×	法2条七号、法2条九の二号、令107条、令108条の3、平成12年国交告1399号
	イ 準耐	1号		×	×	×	×	法2条七号の二号、法2条九の三号イ、令107条の2、令115条の2の2、平成12年国交告1358号
		2号						
	ロ 準耐	1号	延焼あり	×	×	×	×	法22条1項、法2条七の二号、法2条九の三号ロ、令109条の3第1項一号、平成12年国交告1367号、日本建築行政会議 (運用)
			延焼なし	◎	○ (※1)			
		2号	延焼あり	◎	×	×	×	法22条1項、法2条七の二号、法2条九の三号ロ、令109条の3第1項二号、平成12年国交告1368号
			延焼なし	◎	○ (※1)			
	耐火・準耐火建築物以外の建築物			◎	○	×	×	
大規模な木造建築物等 (延べ面積1000㎡超)			◎	○	×	×	法22条1項、法23条、法25条	
自動車車庫			◎	○ (150㎡以下)	×	×	法別表第1	
簡易な構造の建築物 (開放的簡易建築物) 1階かつ3000㎡以内 (間仕切り壁を有しない ものに限る)(※2)	畜産、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場	延焼あり	◎	○	×	×	法第84条の2、令136条の9、令136条の10、告示第1443号	
		延焼なし			◎ (1500㎡以下)			
	スケート場、水泳場、スポーツ練習場、その他それらに類する運動場	延焼あり	◎	○	×	×	法第84条の2、令136条の9、令136条の10、告示第1443号	
		延焼なし			◎ (1500㎡以下)			
	不燃性の物品を保管する倉庫等	延焼あり	◎	○	×	×	法第84条の2、令136条の9、令136条の10、告示第1443号	
		延焼なし			◎ (1500㎡以下)			
	自動車車庫 (特定開放的簡易建築物)	延焼あり	◎	○	×	×	法第84条の2、令136条の9、令136条の10、告示第1443号	
		延焼なし			◎ (1500㎡以下)			

(※1) 建築物の用途が自動車車庫の場合は、床面積が30㎡以下に限る。

(※2) 開放的簡易建築物が、建築物の部分である場合には、その他の部分と接する部分を、準耐火構造の壁又は、令126条の2第2項に規定する防火設備で区画する必要がある。

・根拠法令 (集団規定関係)

防火・準防火地域：法第61条、法第62条、法第63条、令第136条の2、令第136条の2の2、平成12年国交告1365号

法22条区域：法22条1項、令109条の5、平成12年国交告1361号